

令和 8 年 5 月定例会

( 2 0 2 6 年 )

# 市議会議案参考資料

## ( 追 加 議 案 )

- 議案第 6 4 号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第 6 5 号 東消防署 4 0 m 級はしご付消防車製造請負契約の締結について
- 議案第 6 6 号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工  
事）請負契約の一部変更について

吹 田 市



| 議事番号     | 事 件 名                                            | 議案書<br>ページ | 参考資料<br>ページ |
|----------|--------------------------------------------------|------------|-------------|
| 報告第 10 号 | 損害賠償額の決定に関する専決処分について                             | 5          | -           |
| 報告第 11 号 | 損害賠償額の決定に関する専決処分について                             | 7          | -           |
| 議案第 64 号 | 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について                | 9          | 5           |
| 議案第 65 号 | 東消防署 40m 級はしご付消防車製造請負契約の締結について                   | 11         | 7           |
| 議案第 66 号 | 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）<br>請負契約の一部変更について | 13         | 13          |



吹田市消防団員等公務災害補償条例現行・改正案対照表

| 現 行                                                                                                                                  |  | 改 正                                                                                                                                          |  | 案 | は改正箇所 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|-------|
| <p>(葬祭補償)</p> <p>第14条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより死亡した<br/>場合においては、葬祭を行う者に対して、<u>315,000円</u>に補償基礎<br/>額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> |  | <p>(葬祭補償)</p> <p>第14条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより死亡した<br/>場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎<br/>額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> |  |   |       |



東消防署 40m級はしご付消防車製造請負契約の締結について

1 請負金額

2 0 3 , 4 4 5 , 0 0 0 円 (税込)

2 請負者

兵庫県三田市テクノパーク 3 2 番地

株式会社 モリタ 関西支店

支店長 高岡 雄二

## 営業の沿革

株式会社 モリタ

|        |                                         |                          |
|--------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 創業     |                                         | 明治 40 年 4 月<br>(1907 年)  |
| 創業後の沿革 | 大阪市南区北炭屋町に火防協会を設立                       | 明治 40 年 4 月<br>(1907 年)  |
|        | 称号を火防協会から森田製作所に改称                       | 明治 40 年 10 月<br>(1912 年) |
|        | (株)森田ガソリン唧筒製作所(現：(株)モリタホールディングス)を設立     | 昭和 7 年 7 月<br>(1932 年)   |
|        | 商号を森田唧筒工業(株)に改称                         | 昭和 14 年 9 月<br>(1939 年)  |
|        | (株)森田ポンプサービス工場(現：(株)モリタエコノス)を設立         | 昭和 23 年 3 月<br>(1948 年)  |
|        | 商号を森田ポンプ(株)に改称                          | 昭和 36 年 3 月<br>(1961 年)  |
|        | 大阪証券取引所市場第二部に上場                         | 昭和 48 年 5 月<br>(1973 年)  |
|        | 東京証券取引所市場第二部に上場                         | 昭和 54 年 5 月<br>(1979 年)  |
|        | 東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定              | 昭和 55 年 4 月<br>(1980 年)  |
|        | 商号を(株)モリタに改称                            | 平成 9 年 4 月<br>(1997 年)   |
|        | 分社型新設分割により持株会社へ移行し、商号を(株)モリタホールディングスに改称 | 平成 20 年 10 月<br>(2008 年) |
|        | ポンプ事業部門の継承会社として(株)モリタを新設                | 平成 20 年 10 月<br>(2008 年) |

# 納入実績書

株式会社 モリタ

| 納入車両            | 発注者            | 契約金額（円）     | 納入年度              |
|-----------------|----------------|-------------|-------------------|
| 40m級はしご付<br>消防車 | 阿南市            | 245,000,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 松阪地区広域消防組合消防本部 | 221,000,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 平塚市            | 203,000,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 流山市            | 221,458,600 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 前橋市            | 244,700,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 長岡市            | 225,000,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 水戸市            | 204,000,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |
|                 | 菊池広域連合消防本部     | 205,500,000 | 令和7年度<br>(2025年度) |

# 株式会社 モリタ

## 貸借対照表

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在

（単位：百万円）

| 【資産の部】         |        |
|----------------|--------|
| 1 流動資産         | 21,555 |
| 2 固定資産         | 2,492  |
| 資産合計           | 24,047 |
| 【負債の部】         |        |
| 1 流動負債         | 11,601 |
| 2 固定負債         | 1,448  |
| 負債合計           | 13,050 |
| 【純資産の部】        |        |
| 1 資本金          | 1,000  |
| 2 資本剰余金        | 453    |
| 3 利益剰余金        | 9,537  |
| 4 自己株式         | 0      |
| 5 その他有価証券評価差額金 | 6      |
| 純資産合計          | 10,997 |
| 負債・純資産合計       | 24,047 |

## 損益計算書

自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

至 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

（単位：百万円）

| 【経常損益の部】      |        |
|---------------|--------|
| 1 営業損益        |        |
| （1）売上高        | 34,267 |
| （2）売上原価       | 26,833 |
| 売上総利益         | 7,433  |
| （3）販売費及び一般管理費 | 3,677  |
| 営業利益          | 3,756  |
| 2 営業外損益       |        |
| （1）営業外収益      | 0      |
| （2）営業外費用      | 0      |
| 経常利益          | 3,879  |
| 【特別損益の部】      |        |
| 1 特別利益        | 0      |
| 2 特別損失        | 0      |
| 税引前当期純利益      | 3,879  |
| 法人税、住民税及び事業税  | 1,014  |
| 法人税等調整額       | △17    |
| 当期純利益         | 2,883  |

# 委 任 状

令和5年 11月 8 日

吹 田 市 長 宛

申請者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5  
商 号 又 は 名 称 株式会社モリタ  
代表者役職名・氏名 代表取締役社長執行役員 加藤 雅義

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
商号又は名称 株式会社モリタ  
支店等の名称 関西支店  
役職名・氏 名 支店長 谷口 裕和

## 記

### 1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(5)

# 委 任 状

令和 7 年 7 月 29 日

吹 田 市 長 宛

申請者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5  
商 号 又 は 名 称 株式会社モリタ  
代表者役職名・氏名 代表取締役社長執行役員 加藤 雅義

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
商号又は名称 株式会社モリタ  
支店等の名称 関西支店  
役職名・氏 名 支店長 高岡 雄二

## 記

### 1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

認定変更日 から 吹田市入札参加資格有効期限 まで

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の  
一部変更について

1 工 事 名 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）

2 工事場所 吹田市吹田東町 3 番 6 号

3 変更内容

（1）工期

変更前 令和 7 年（2025 年）10 月 1 日から令和 8 年（2026 年）6 月 15 日まで

変更後 令和 7 年（2025 年）10 月 1 日から令和 8 年（2026 年）7 月 21 日まで

（2）請負金額

変更前 152,414,900 円（うち消費税等額 13,855,900 円）

変更後 156,550,900 円（うち消費税等額 14,231,900 円）

増額金額 4,136,000 円（うち消費税等額 376,000 円）

4 変更理由 増築する昇降機棟の杭打設時に地中障害があり、杭打設ができない箇所があることが判明し、地中障害の撤去と杭の再打設に 1 か月程度の期間を要したことから、工期を変更するとともに、変更に伴う経費の増額と国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。



